

リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方と各課題に係る情報発信等 施策パッケージ（中間取りまとめ）

I はじめに

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から 14 年が経過した。

原子力災害被災地域では、令和 5 年 11 月までに特定復興再生拠点区域において避難指示がすべて解除された。また、同年には「特定帰還居住区域制度」が創設され各自治体が作成する計画に基づき、除染やインフラ整備をはじめとする避難指示解除に向けた取組が行われるなど、福島県の復興・再生に向けた動きは着実に前進している。さらに、復興の大前提となる東京電力福島第一原子力発電所の廃炉についても、令和 5 年 8 月には、ALPS 処理水の海洋放出が開始、令和 6 年 9 月には 2 号機で燃料デブリの試験的取出しに着手し、「中長期ロードマップ」における第 3 期に移行するなど、取組が進展している。

風評の払拭についても、これまで「風評対策強化指針」、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」、「ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」などに基づき、関係省庁が一丸となって取り組み、一定の成果を上げている。

一方で、除去土壌の復興再生利用の推進など復興の完遂に向けて解決すべき課題は残っており、これらに関するリスクコミュニケーションは重要である。

これらの課題の解決に向けて、改めて、リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方を整理するとともに、ICRP など国際機関による議論やこれまで蓄積されてきた科学的知見に基づく放射線による健康影響への評価を踏まえつつ、情報発信・リスクコミュニケーションに係る施策を以下のとおりとりまとめた。

関係府省庁においては、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」などに加え、本施策パッケージに基づき、復興の完遂に向けて全力で取り組むこととする。また、取り組んだ内容については、的確なフォローアップを行い、より効果的な施策の実施につなげることとする。

II リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方

これまで、「風評対策強化指針」、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」、「ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」などに基づき、情報発信・リスクコミュニケーションに取り組んできている。

これらのとりまとめに共通する考え方は以下のとおりであり、リスクコミュニケーションを進めていく上での横断的な考え方となるものである。

① 科学的根拠に基づき正確で分かりやすい情報発信を行うこと

(参考) 風評対策強化指針 P7「強化指針 2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略 P3「1. 知ってもらう」、ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ P3「(1) 正確で分かりやすい情報発信の積極的展開」より

② 個々人の安心感の醸成にしっかりとつなげていくことを意識して情報発信を行うこと

(参考) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略 P1「1. はじめに」、ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ P4「(3) 消費者等の安心につながる取組の展開」より

③ 受け手の目線に立った情報発信を行うこと

(参考) 風評対策強化指針 P7「強化指針 2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略 P7「1. 知ってもらう」、ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ P5「(3) 消費者等の安心につながる取組の展開」より

④ リスクコミュニケーションを推進する人材の育成を強化すること

(参考) 風評対策強化指針 P8「強化指針 2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略 P10「1. 知ってもらう」より

こうした考え方にに基づき、必要に応じ広報の専門家等の有識者からの提案・助言も参考にして、情報発信等の施策を進めるにあたって、さらに効果的なものとなるよう検討することが重要である。

III 放射線に関する科学的知見

(1) 放射線の基本的事項

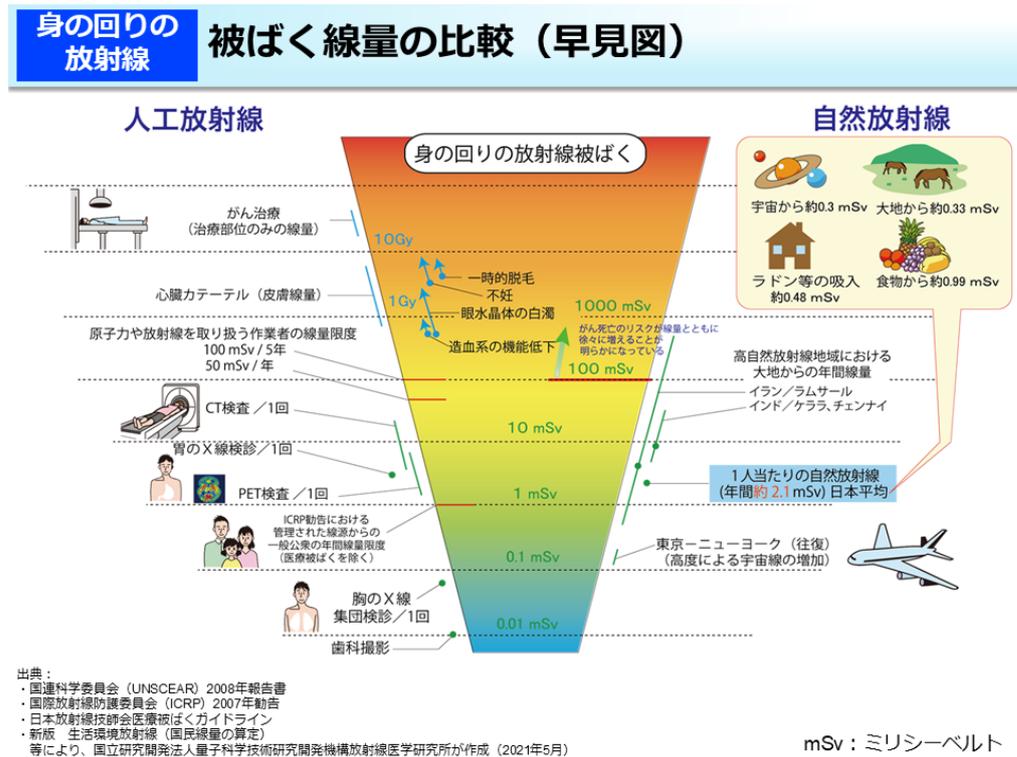
人の身の回りには日常的に放射線が存在し、日常生活において放射線被ばくをゼロにすることはできない。2020 年 11 月に公益財団法人原子力安全研究協会が発行した「生活環境放射線（国民線量の算定）第 3 版」では、1 年間に受ける日本人の平均被ばく線量は 4.7 ミリシーベルトであり、そのうち 2.1 ミリシーベルトが自然放射線からの被ばくであると推定されている。

放射線の健康への影響は、放射線の有無ではなく量が問題となる。また、100 ミリシーベルト未満の被ばくでは、発がんリスクの増加は統計学的に有意な差が認められるレベルではないと評価されている。

※喫煙や大量飲酒の習慣は、1,000～2,000 ミリシーベルトの放射線被ばくと同程度、肥満、やせ、運動不足、高塩分食品などは、200～500 ミリシーベルトの放射

線被ばくと同程度の発がんリスクがあると推定されている。

図1 被ばく線量の比較



(出典) 環境省 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 (令和6年度版)

(2) 国際機関による勧告等

放射線防護に関わる事実上すべての国際基準と各国の国内規則は、国際放射線防護委員会 (ICRP) の勧告に基づいている。

ICRP ではこれまで勧告の改定を複数回行っているが、放射線防護対策については、行為の正当化 (放射線に関係する行為が、その結果生じる損害よりも大きな便益を個人と社会にもたらすかどうかによって当該行為の正当性を判断すること) 及び防護の最適化 (経済的要因、社会的要因を考慮に加えた上、合理的に達成できる限り被ばく量を制限して放射線を利用すること) の原則が 1977 年勧告において提唱され、維持されている。

なお、1990 年勧告において、公衆被ばく線量限度を年間 1 ミリシーベルトとすることが定められ、わが国の東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応においても、同水準を考慮した措置がとられている。本水準は、健康に関する「安全」と「危険」の境界を示すものではなく、線源を導入・運用する者に対して厳格な管理を求める趣旨から、公衆への被ばく線量を可能な範囲で最大限低減させるために採択されているものである。

(3) 福島県の現状

福島県内の空間線量率は事故後 14 年で大幅に低下しており、多くの地点で全国や海外主要都市とほぼ同水準となっている。

日本の食品及び飲料水の放射性物質の基準は、世界で最も厳しい水準となっており、福島県においても、基準値を超える放射性物質が食品から検出されることはほとんどなく、飲料水についても、平成 23 年 5 月以降、水道水において基準値を超える放射性物質は検出されていない。また、基準値超過が確認された食品については、市場に流通しないよう必要な措置が取られている。

東京電力福島第一原子力発電所事故による被ばくの影響については、世界保健機関（WHO）や原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）が調査・分析している。

UNSCEAR2020/2021 の報告書では、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線被ばくのレベルと影響に関連する科学的知見がとりまとめられ、放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにないと評価されている。

（４）今後求められる対応の考え方等

UNSCEAR の報告書で 300 編以上の文献がレビューされているように、事故後、相当量のデータや知見が蓄積されてきた。

また、特定帰還居住区域制度の成立により、今後、山間部における住民帰還も進んでいくこととなると考えられる中で、帰還する住民を始めとする方々にとって、震災前のような生活の利便性や安心して暮らせる生活環境の確保を実現する必要性が増している。

加えて、地域の復興を進めていく観点からも、食品や除去土壌の復興再生利用等に関する風評の払しょくや森林整備を始めとする活動の再開が重要である。

こうした状況を踏まえ、（１）～（３）のような国際機関による議論やこれまでに蓄積されてきた科学的知見に基づき、社会的・経済的要因も考慮しつつ、状況に応じてきめ細かく対応を講じていくことが必要である。

IV 各課題に係るリスクコミュニケーション

復興の完遂に向けて解決すべき各課題に関し、関係府省庁において、次のとおり情報発信・リスクコミュニケーションに取り組むこととする。

（１）住民帰還・立入制限緩和

①伝えるべき対象

- ・住民
- ・自治体職員

【理由】

住民の帰還促進のためには、放射線等に関する住民の理解促進と不安解消が必須であると同時に、住民からの相談を直接受ける自治体職員の理解度向上も必要である。

②伝えるべき内容

(a)放射線に関する科学的知見

- ・100 ミリシーベルト未満の被ばくでは、発がんリスクの増加は統計学的に有意な差が認められるレベルではないと評価されていること。
- ・東京電力福島第一原子力発電所事故による被ばくの影響に関する国際機関の調査によると、当該事故による住民の被ばく線量が、放射線に関する疾病のリスクの増加に統計学的に有意な差が認められるレベルではないと評価されていること。

(b)放射線による影響を最小限にする方策

- ・個人線量計等を用いた個々人の被ばく線量の測定をすること。
- ・線量マップの作成をすること。
- ・個人線量データ等を用いた生活パターンごとの被ばく線量の評価をすること。

(c)廃炉の進捗状況

- ・廃炉作業が安全かつ着実に進捗していること（汚染水発生量の低減、使用済燃料プールからの燃料取出し、燃料デブリ取出しの進捗状況等）。
- ・ALPS 処理水の海洋放出の状況（モニタリング結果、IAEA によるレビュー等）

③取り組むべき具体的施策

(a)住民に向けた施策

- ・伝えるべき対象に対して分かりやすく伝えるため、モニタリング結果のマップ化、身近な生活環境でのリアルタイムの放射線量、住民の生活行動パターンを想定した放射線モニタリング情報、住民の多様なニーズを踏まえた放射線モニタリング結果を提供する。
- ・個人線量計の貸与や住民が消費する食品・飲料水等の線量測定等、住民の放射線不安解消に資する取組について支援する。
- ・廃炉の必要性や対策の進捗状況・放射線データ等に関する迅速、的確かつ分かりやすい情報発信（パンフレット・ウェブサイト掲載等）を行う。
- ・住民等の理解促進・信頼関係強化に向けた双方向コミュニケーションの取組（県内自治体のイベントにおける住民との意見交換等）を行う。

(b)自治体に向けた施策

- ・放射線に対する健康不安解消に資するリスクコミュニケーションを実施する

ための相談員の配置や、放射線や医療に関する専門家の招へい、研修会の開催等を通じた相談員の育成について支援する。

・放射線による影響等について分かりやすい情報誌の作成等、自治体独自の住民に向けたリスクコミュニケーションの取組について支援する。

・廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会等を通じた、廃炉に関するリスク低減に向けた安全対策の取組や作業の進捗状況に関する情報提供を行う。

(2) 森林整備の再開、木材活用の推進

①伝えるべき対象

・森林整備事業の受・発注者（県、市町村等、林業事業者）

・木材の加工・流通業者

【理由】

帰還困難区域については、空間線量率が高く営林が長年制限されてきたことから、森林における作業や伐採した木材等の活用を早急に可能とするためには森林整備事業の発注者、受注者、作業従事者に対して、森林作業による被ばく線量の健康への影響や業務上の線量管理の方法等に関して理解してもらうことが必要である。

また、今後、帰還困難区域等で伐採された木材の取り扱いが増加する見込みであり、風評被害を懸念する木材の加工・流通業者の声も聞かれるところであるため、木材の加工・流通業者に対し、木材の検査体制や検査結果などについて説明し、正しい理解が醸成されることが必要である。

②伝えるべき内容

下記 (a)、(b)、(c) については、令和 7 年度に作成する森林作業のガイドラインにおいて提示する。なお、令和 6 年度に実施した調査結果を以下に記載する。

(a) 森林作業による被ばく線量の健康への影響

(b) 被ばく線量を抑えて安全に作業を行う手法

(c) 業務上の線量管理（空間線量の分布実態、作業内容やその組合せごとの被ばく線量の推計値、被ばく線量の推計値を踏まえた年間の作業計画の作成方法）

・空間線量率の分布実態について、帰還困難区域内民有林 80 点、国有林 6 点の計 86 点で計測し、 $2.50 \mu\text{Sv/h}$ を超える地点は 23 地点であること。（令和 7 年度以降も引き続き民有林 70 点、国有林 280 点においてモニタリングを実施し、帰還困難区域の空間線量率の分布を明らかにする。）

・作業内容やその組合せごとの被ばく線量の推計値について、森林整備事業（間伐）を実施した 5 事業地の作業従事者の個人線量計データを収集・分析したこと。

(d)木材の検査結果

- ・相双地域及びその周辺の4市町で伐採・搬出されたスギの樹皮の放射性物質濃度は最大 1,516 Bq/kg で環境省の指定廃棄物の処理基準 8,000 Bq/kg の 1/4 以下、製材品の表面放射線量は最大 44cpm で業界の自主管理基準 1,000cpm の 1/20 以下となったこと。
- ・帰還困難区域等の森林整備が活発化されることを踏まえ、今後も引き続き、木材の放射性物質の調査・分析等を行うこと。

③取り組むべき具体的施策

(a)森林整備事業の受・発注者に向けた施策

- ・令和6年度調査結果を周知するとともに、森林作業による被ばく線量の推計値や実効線量を低減する手法等を示したガイドラインを令和7年度中に作成し、発注者、受注者、作業従事者に対して説明会等を実施する。

(b)木材の加工・流通業者に向けた施策

- ・県内外の木材の加工・流通業者等を対象に研修会を開催し、帰還困難区域等から産出される木材の放射性物質の状況や、伐採地の空間線量率等に応じた木材の検査方法を周知するとともに、様々な検査結果等を分かりやすく伝えるパンフレットを作成する。

(3) 食品の安全性確保、福島県農林水産物の風評払拭

1) 食品の安全性確保

①伝えるべき対象

- ・消費者
- ・諸外国（規制を維持する国・地域を含む世界各国・地域の政府関係者、報道関係者等）

【理由】

消費者の中には、放射性物質の含まれていない食品を買いたいと考えている層が依然として一定程度存在する。国内の食品に対する放射性物質の規制等について、消費者に正確な情報を届け、日本産農林水産物が安全であるとの理解を増進する。

また、ALPS 処理水の海洋放出後も海域モニタリングの測定結果や IAEA の評価を継続的に実施し、その測定結果については人や環境に影響を及ぼすレベルではないことを確認している一方で、引き続き国内外の消費者等の不安・疑問を解消するため情報発信が必要である。

一部の国・地域が継続している輸入規制の即時撤廃の働きかけ、及び各国・

地域における風評払拭に取り組むことにより、日本産農林水産物の輸出増加、被災地へのインバウンド増加に繋げる。

②伝えるべき内容

(a)食品の安全を守る仕組みと放射性物質の基準

- ・ 現行の基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会が指標としている年間線量 1 ミリシーベルトを踏まえて設定されたものであること。
- ・ 現行の基準値は、放射性セシウム以外の放射性物質による影響を考慮したものであること。
- ・ 現行の基準値は、年齢や男女別、妊婦など、放射性物質の影響の違いをきめ細やかに評価して基準値を検討するなど、すべての方々にとって、安全が確保されるよう設定されていること。
- ・ 国内に流通する食品からの年間被ばく量は極めて小さいこと。

(b)これまでに蓄積されたデータの継続的・効果的な発信

- ・ 2022 年から海域モニタリングを継続的に行い、ALPS 処理水の海洋放出後も周辺海域でのトリチウム等の放射性物質の測定結果は、WHO の飲料水の基準を大幅に下回るなど、人や環境に影響を及ぼすレベルでないことが確認されていること。

③取り組むべき具体的施策

(a)消費者向けの施策

- ・ 食品中の放射性セシウムから受ける年間ばく露量の推計（年 2 回、全国複数地域で実際に流通する食品を購入し、混合して測定、食品中の放射性セシウムから受ける年間放射線量を推定する）を行い、流通食品から受ける年間被ばく量の程度について公表する（日本語、英語）。
- ・ 被災県の農林水産物等について、継続的に消費者意識の実施調査を実施する。
- ・ ALPS 処理水の放出に伴い、海域モニタリングを実施し、その結果を幅広く情報発信する。
- ・ IAEA の枠組みの下での分析機関間比較¹を通じて我が国の海域モニタリングデータの信頼性、透明性を確保する。

1 分析機関間比較 (Interlaboratory Comparison (ILC)) : ILC とは、IAEA、IAEA が指定する第三国分析機関及び我が国の分析機関が、採取した同一試料を個別に分析し、IAEA が各分析機関の分析結果を比較するもの。これにより、IAEA は我が国の分析機関の放射性核種の測定方法及び分析結果の適切さを確認している。

- ・ 関係府省が連携した、食品中の放射性物質に関する意見交換会を開催する。

- ・食品中の放射性物質の安全性確保等について、消費者団体と意見交換を実施する。

(b) 諸外国に向けた施策

- ・国際会議場や在外公館等において外国政府関係者等を対象とし、日本産食品の安全性や地域の魅力を PR する。
- ・海外でのイベントやフェアにおける地域の魅力発信や日本産食品の輸出促進を支援する PR 事業を実施する。
- ・駐日外交団や外国報道関係者等を対象として、地域の魅力発信に資するセミナーや、福島の復興状況にかかる取材機会の提供を行う。
- ・関係国の関心を踏まえ実施されている、IAEA の枠組みの下での追加的モニタリングを通じて、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく。

2) 福島県農林水産物の風評払拭

① 伝えるべき対象

- ・主に流通事業者
- ・消費者

【理由】

福島県産農産物等流通実態調査によれば、消費者が自身の福島県産品の購入姿勢を比較的「前向きに」評価している一方、流通事業者による消費者の購入姿勢の評価が消費者による評価ほどは高くないことなどが明らかとなったため、流通段階での取扱いが戻るよう、主に流通事業者を対象とする。消費者と対象とする理由は上記 1) ①と同じ。

② 伝えるべき内容

(a) 消費者の福島県産品の安全・安心への評価は高いという実態

- ・流通事業者の中には、「消費者が福島県産を敬遠するおそれがあるから」という理由で震災前より福島県産品の取扱いを減らしている流通事業者も一定程度存在している。こうした流通事業者に対して、福島県産品の取扱いが戻るよう、消費者の福島県産品の安全・安心への評価について、改めて伝えていく必要がある。

(b) 福島県産品の「魅力」

- ・東京電力福島第一原子力発電所事故直後において、福島県産から他県産に切り替えた流通が現在になっても戻っていない。産地の有する強みを生かし、長期安定出荷等の流通事業者からの期待に応えるべく取組を進めている点を伝える。

③ 取組むべき具体的施策

(a)主に流通事業者に向けた施策

- ・福島県産農林水産物の販売不振の実態と要因について、国が産地・流通・消費の各段階の幅広い関係事業者に対してヒアリングすることなどを通じて直接把握するとともに、取扱拡大に向けて、流通事業者等が求める情報を客観的なデータを含めて発信する。
- ・福島県産農林水産物の流通段階の風評の実態を含め、品目毎に取扱いが伸びない要因を分析する。その上で、流通事業者に福島県産農林水産物について取扱いを戻してもらったり、新たに取扱ってもらえるよう、広域的な産地を形成するなど、産地の有する強みを生かした取組を効果的に発信する。
- ・食品中の放射性物質の検査結果、生産現場での低減対策取組等について、農林水産省、厚生労働省、消費者庁ホームページに掲載する。
- ・生産者等の復興に向けた取組※を紹介する動画を配信する。
※生産現場では、農畜産物の安全を確保するため、放射性物質の吸収抑制対策等の取組を行っていることや、福島県では、農業者及び農業者団体による第三者認証 GAP 取得に向けた取組を行っていること等。

(b)消費者に向けた施策

- ・福島県産農林水産物の安全性や魅力について、インターネット、テレビ、イベント等により情報発信する。
- ・関係省庁において、被災地で製造されたレトルト品を調達する。

(4) その他

除去土壌の復興再生利用の推進に関しては、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議（閣僚会議）」における議論の内容を踏まえて記載する。